生徒会役員選挙について(告示)

令和5年7月11日(火)

高千穂中学校生徒会 選挙管理委員会

1 立候補の方法

- ① 立候補の意志を固める。
- ② 推薦責任者を依頼する。
- ③ 学級担任に立候補の報告をし、承諾を得る。
- ④ 立候補者は、届け出の期日までに推薦責任者と一緒に選挙管理委員会に届け出る。

2 選挙規定

- 第1条 この規定は生徒会役員が会員の自由な意志によって、明るく正しく選挙させるために定めたものである。
- 第2条 会員は等しく選挙権をもつ。
- 第3条 選挙が正しく行われるために、選挙管理委員会を設ける。
- 第4条 本選挙の立候補者は、高千穂中学校の1・2年生とする。
- 第5条 本選挙は、高千穂中学校生徒会総務の5名を選出する。

【総務】生徒会長 1名

副会長 2名

書記 2名

第6条 選挙での有効投票数の最多得票者から順に定員数まで、得票の多い者を当選者とする。 ただし、1年生から2名、2年生から3名を当選とする。

- 第7条 立会演説会については、次のとおりとする。
 - ① 立会演説会は原則として、選挙運動期間の最終日に行う。
 - ② 演説の順序、時間は選挙管理委員会が定める。
 - ③ 立会演説会の時間は選挙管理委員会が定める。
- 第8条 当選者5名の互選により、役職を決定する。

3 選挙運動

○ 選挙運動ができる時間帯は、以下のとおりとする。

(朝) 選挙運動は行わない。

(昼) 給食時間の放送。(別途規定)

(放課後) 選挙運動は行わない。

- 立候補者は、選挙管理委員会から渡される道具以外の物を選挙運動に使用する際は、事前に選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 立候補者は、他の立候補者の選挙運動の邪魔をしたり、その名誉をおとしめたりするような運動をして はならない。
- 立候補者は、給食の時間に放送により演説をすることができる。ただし、時間帯については選挙管理委員会により定められた時間帯(水曜日:12:10~12:45、水曜日以外:12:30~13:05)に限る。
- 演説・給食時の放送などの通常想定されるもの以外の運動を行うときは、事前に担任に報告・相談し、 その許可を得た上で、選挙管理委員会に届け出るものとする。